



US Topics

February 19, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

収益認識の未来を考察するPwC DataLine

PwCが組込みクレジット・デリバティブに関するガイダンス案へのコメントを公表

PwCがPCAOBのリスク・アセスメント基準案に対するコメントを公表

PwCがサービス組織に関するガイダンス案へのコメントを公表

FASBが公正価値プロジェクトを2009年アジェンダに追加

その他のFASB関連記事

■ 収益認識の未来を考察するPwC DataLine

米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)が、最近、収益認識に関する共同のディスカッション・ペーパーを公表しました。このディスカッション・ペーパーでは、新しくコンバージェンスされた収益認識基準に係る審議会の予備的見解について詳しく述べています。両審議会案には、企業が契約資産の増加あるいは契約負債の減少に基づいて収益認識を行う、単一の、契約ベースの資産および負債モデルが含まれています。提案されたモデルは、企業がUS GAAPとIFRSのどちらに基づいてレポーティングを行っているかに関わらず、現在の収益認識に関する会計方針に重要な影響を与える可能性があります。特に、これまでUS GAAPに基づきその業界特有の収益認識ガイダンスに従ってきた一部の企業は、広範な変化に直面することになります。

DataLine 2009-07において、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)は提案されているモデルについての検討を行い、企業に対して、2009年6月19日までパブリック・コメントを募集しているこのディスカッション・ペーパーに関する議論への参加を呼びかけています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=AALN-7PEKR4&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ 償還可能証券へのSECガイダンス適用について議論するPwC DataLine

2008年、SECは、EITF Topic D-98「償還可能証券の分類と測定」、FASB基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分」(FAS 160) およびFASB職員意見書 No. APB 14-1「転換時に現金で決済可能な転換可能負債商品(部分的な現金決済も含む)」(FSP APB 14-1) との相互関係を明確化するために D-98の改訂を行いました。この改訂により、特に、(1)償還可能な非支配持分はD-98の適用範囲に含まれる、また、(2)転換可能負債商品の資本に分類される要素と有利転換条項もD-98の適用範囲内に含まれる、という点が明確化されています。これらの明確化は、D-98は通常は貸借対照表上で中間的分类(すなわち、負債と資本の中間)を要求するため、重要なものとなります。一般的には、12月決算企業は、FAS 160およびFSP APB 14-1の適用に関するSECのアップデートされたガイダンスを2009年第1四半期から適用する必要があるでしょう。

DataLine 2009-08において、PwCはD-98の改訂について論じ、当該ガイダンスの適用に関するPwCの見解を共有しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpj?ContentCode=AALN-7PEVTK&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCが組込みクレジット・デリバティブに関するガイダンス案へのコメントを公表

PwCはFASB基準書第133号の適用上の問題点 C22の草案、「組込みクレジット・デリバティブに関する適用除外」に対するコメントレターをFASBに提出しました。このFASB案は、FASB基準書第133号「派生商品およびヘッジ活動に関する会計処理」における組込みクレジット・デリバティブに対する例外規定に関連する潜在的な曖昧さを解消しようとするものであり、特に、一つの金融商品がほかの金融商品に対して劣後する形式をとることによる信用リスクの集中に関するものです。

PwCは、C22における、ある受益持分の他の受益持分に対する劣後の形式のみによるクレジット・リスクの集中は、分離処理と個別の会計処理の対象とすべき組込みデリバティブであるとみなされるべきではない、というFASBの結論に同意しています。PwCは、この領域において重要な実務上の問題は存在せず、FAS 133の変更は不必要であると考えていますが、ガイダンスの明確化のためにFAS 133を修正しようとするFASB案に反対していません。さらに、PwCは、この修正案の内容に関わらず、シンセティック負債担保証券の会計処理についてまだUS GAAPとIFRSのコンバージェンスは行われまいと指摘しています。

また、PwCはこのコメントレターの中でこの他にもいくつかの提言を行っています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはPwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpj?ContentCode=EDYR-7PCMEB&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

■ PwCがPCAOBのリスク・アセスメント基準案に対するコメントを公表

PwCは公開企業会計監視委員会(PCAOB)の「監査人によるリスクの評価と対応に関する監査基準書草案および関連するPCAOB基準への修正(以下、基準案)」に対するコメントレターを提出しました。当該基準案はいくつかのPCAOB暫定基準の主題を、最近明確化された国際監査・保証基準審議会(IAASB)によるリスク・アセスメント基準に類似したトピック別のフレームワークへと再編成するものです。

このコメントレターの中で、PwCはIAASBの基準との差異を減らそうとするPCAOBの試みへの支持を表明し、IAASBの基準との整合性を一層高め、同時に当該基準案にその他の改善を加えるための方法を識別しています。また、PwCはPCAOB基準の成文化、および、PCAOBの基準設定プロセスへのパブリックの関与の増加(特に監査人の代表を含むタスクフォースの利用やタスクフォースへの他の基準設定団体からの参加による)、に関するコメントと提言を提供しています。また、統合監査を踏まえた監査リスクモデルの再検討を含む、当該基準案と監査基準書第5号「財務報告監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査」の統合を促進するためのアクションを提言しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはPwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpj?ContentCode=EDYR-7PEJZB&SecNavCode=ASPP-5LMS9Q&ContentType=Content>

■ PwCがサービス組織に関するガイダンス案へのコメントを公表

PwCは、監査基準書草案「サービス組織を利用する企業に関する監査上の検討事項(再起草)」(以下、SAS案)およびアステーション契約に関する保証業務基準書草案「サービス組織のコントロールに関する報告」(以下、SSAE案)に対するコメントレターをAICPAの監査基準審議会(ASB)に提出しました。全体として、PwCはこれらの草案を支持しており、

これらの草案は、明瞭性を確保するための作成規約に従ってアシュアランス基準を再起草し、IAASBの同基準とのコンバージェンスを行おうとするASBのプロジェクトの目的に合致したものであると考えます。

当該SAS案およびSSAE案はともに監査基準書第70号「サービス組織」の要件およびガイダンスに優先し、サービス組織を利用する企業の財務諸表を監査する監査人（ユーザー側の監査人）およびサービス組織のコントロールに関する報告を行う監査人（サービス組織側の監査人）の双方に適用されます。

2つの草案に対するコメントレターの中で、PwCはASBが最終基準の完成および公表において検討すべきと思われる事項を提案しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーはPwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

- SAS 案
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7PEKDC&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>
- SSAE 案
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7PEJZ9&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

■ FASBが公正価値プロジェクトを2009年アジェンダに追加

今週、FASBは、資産および負債の公正価値の決定に利用されるガイダンスの一層の改善と、公正価値の見積に関する企業開示の透明性の向上を目的とした、3つのプロジェクトをアジェンダに追加しました。FASBは、最近実施されたSECの時価会計研究における勧告、FASBのバリュエーション・リソース・グループからのインプット、そして公正価値測定および開示に関するより多くの情報を求める投資家からの要請に応じてこれらのプロジェクトの追加を行いました。FASBは適用ガイダンス作成プロジェクトは2009年第2四半期末までに、開示の改善プロジェクトについては年度末財務報告に間に合わせるように完了させることを計画しています。

▼ 詳細は以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/news/nr021809.shtml>

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: 2月18日の会議では(1) ゴーイング・コンサーン、(2) 後発事象 についての議論が行われました。FASB議長はFASBアジェンダへのいくつかのプロジェクトの追加を告知しました。会議の概要は以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/action/sbd021809.shtml>

次回の公開会議: FASBは2月25日および26日に会議を開催予定です。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/calendar/index.shtml>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 概念フレームワーク・プロジェクト
http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml
- FIN 46(R) の再検討
http://www.fasb.org/project/reconsideration_fin46r.shtml

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.